

軽井沢町土砂災害防止法の区域指定に関する意見

○区域指定を早急におこなうべきであるという意見

- ・土砂法制定以来、10年が経過している。その間に乱開発が進んでいる。平成24年3月までに必ず指定していただきたい。
- ・法指定から約10年間の間に多くの別荘が危険地域に建った。その間に土砂法の区域について説明がなかったことで訴えた場合、どのように責任を取るつもりか。
- ・人命にかかわる重要な話であり、粛々と指定を進めるべきである。

○資産価値の減少を懸念する意見

- ・「建築確認の許可」の「許可」には重たい意味がある。土地の価格は大幅に下落するとうことも考えられる。土地を売れなくなる。
- ・指定された区域について、固定資産税、都市計画税について減免していただきたい。
- ・ホームページに公表するだけで「旧軽井沢は危険」と宣伝しているようなものである。公表を控えるか必要な方だけ暗証番号により閲覧できるようにするなどの配慮をしていただきたい。
- ・観光がメインの軽井沢にとって区域指定は大打撃である。

○調査の信頼性に疑問があるという意見

- ・基礎調査は地形だけでなく地質学的、地理的、水文学要因を考慮して再調査すべきである。
- ・地質的には軽石層で水はけがよい。地形だけで決めるのは乱暴な話である。

○指定時期に関する意見、時間をかけて話し合いをしていただきたいという意見

- ・「町全体で一括指定」としていただきたい。あまりにも急な部分的指定はやめていただきたい。
- ・十分に時間をかけて住民とも協議、検討していただきたい。
- ・このまま指定が進むようであれば「署名活動」「固定資産税不払い」などの実力行使に出る。

○指定そのものに反対する意見

- ・別荘地のように居住が希薄な地域について区域指定することについて疑問である。
- ・反対意見は多い。賛否を取っていただきたい。
- ・国と県で町をつぶそうとしている。町はどう思っているのか。
- ・指定の際の町の意見聴取には必ず議会を通していただきたい。

○ソフト対策に対する意見

- ・警戒避難対策などのソフト対策が確立されないうちに指定しても意味がない。
- ・ソフト対策が確立された段階で一斉に指定すべきである。

○グレーゾーン（現在家屋がなく区域指定をおこなわない地域）に関する意見

- ・家が建ったら指定するというのは、理解しがたい。危険な箇所への家を撤去すれば指定から外すということでなければ理屈が合わない。
- ・危険な箇所への新規住宅建築を抑制するという土砂法の目的が達成できない。

○その他意見

- ・県外者が多く、周知方法に戸惑っている（区長の意見）
- ・区域を指定するのにハード対策をおこなわないのは無責任である。
- ・平成13年に今回と同じような区域を示したハザードマップを公表している。それを町が広く周知すれば乱開発にブレーキをかけられたはずである。